報告第７号

専決処分「津嘉山第３雨水幹線工事（27－４）の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告する。

平成28年９月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

記

１　専決処分事項

津嘉山第３雨水幹線工事（27－４）の請負契約金額の変更について

２　専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成28年8月26日

南風原町長　城　間　俊

1　専決処分事項

津嘉山第3雨水幹線工事（27－4）の請負契約金額の変更について

（1）変更事項

変更前契約額	86,400,000円
増減金額	464,400円
変更後契約額	86,864,400円

（2）契約の相手

住　所	沖縄県南城市大里
商　号	有限会社　伊世開發
氏　名	代表取締役　伊集　薫

2．変更した理由

雨水ボックスカルバートを支持する地盤の強度を確認するための平板載荷試験を3箇所追加したため増額となった。